令和3年度認可外保育施設の立入調査等実施結果 (調査日順)

調査日	施設名	種別	工入調宜寺美施結果(調宜口順) 文書指導事項	改善状況
R3.6.15	足立 麻衣	ベビーシッター	健康診断は1年に1回受けること。	改善済
R3.6.15	大塚 晶子	ベビーシッター	なし	_
R3.6.17	一宮市立市民病院院内保育所	事業所	消防法上、30人以上の施設については消防計画の作成及 び届出の義務があるので、作成し、届出をすること。	改善済
R3.6.22	子どものお家	ベビーホテル	1 職員の健康診断は年1回受けることになっているため、速やかに受診をし、記録に残すこと。2 非常災害に対する具体的計画をたて、緊急時のマニュアルの作成をすること。3 施設及び提供するサービスに関する内容について利用者の見やすいところに掲示すること。	改善済
R3.6.24	たんぽぽデイサービス森本	事業所	乳幼児の安全確保の観点から、非常災害対策に対する具体的な計画を作成しておくこと。	改善済
R3.6.24	たんぽぽ温泉デイサービスー 宮	事業所	なし	_
R3.6.29	なごみん木曽川園	一般	なし	_
R3.6.29	なごみん尾西園	企業主導型	なし	_
R3.7.1	フィリオ神山保育所	企業主導型	なし	_
R3.7.1	フィリオ末広保育所	企業主導型	なし	_
R3.7.6	のびのび広場なかまち保育園	企業主導型	乳幼児の安全確保の観点から、非常災害対策に対する具体的な計画を作成しておくこと。	改善済
R3.7.8	まつまえ保育園	企業主導型	なし	_
R3.7.13	Head Start International Preschool	一般	なし	_
R3.7.15	介護老人福祉施設 西御堂の 里三笠	事業所	なし	_
R3.7.27	Acorn International Preschool	一般	1 給食については給与栄養量が確保できるように献立作成をすること。2 食事提供に関係する職員の定期検便をし、保健衛生に万全を期し、食中毒や感染症の発生予防に努めること。3 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう訓練を実施すること。	改善済

令和3年度認可外保育施設の立入調査等実施結果 (調査日順)

調査日	施設名	種別	文書指導事項	改善状況
R3.7.29	ヤクルト馬引保育ルーム	事業所	1 消防法上の防火管理者の選任、届出及び消防計画の作成、届出について消防署に確認し、必要な対応を行うこと。また、届出の必要が無い場合であっても、児童の安全確保の観点から、非常災害に対する具体的な計画を策定しておくこと。 2 乳幼児の健康状態の把握のため、継続している乳幼児に対する健康診断を入所時及び年2回(概ね6か月ごとに)実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または母子手帳の写しの提出を受けること。ただし、母子健康手帳に記載される健診の期間が空く間(1歳半以上)については、別途健診を受けてもらうこと。 3 事故防止の観点から、遊具や保育用具などの安全点検をし、適切な安全管理をすること。また、その記録を残すこと。	改善済
R3.7.29	ヤクルト玉野保育ルーム	事業所	1 消防法上の防火管理者の選任、届出及び消防計画の作成、届出について消防署に確認し、必要な対応を行うこと。また、届出の必要が無い場合であっても、児童の安全確保の観点から、非常災害に対する具体的な計画を策定しておくこと。 2 乳幼児の健康状態の把握のため、継続している乳幼児に対する健康診断を入所時年及び2回(概ね6か月ごとに)実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または母子手帳の写しの提出を受けること。ただし、母子健康手帳に記載される健診の期間が空く間(1歳半以上)については、別途健診を受けてもらうこと。 3 職員の健康診断は年1回受けることになっているため、速やかに受診をし、その記録を保存すること。 4 事故防止の観点から、遊具や保育用具などの安全点検をし、適切な安全管理をすること。また、その記録を残すこと。	改善済
R3.8.3	株式会社ソトー事業所内託児所	一般	1 乳幼児の健康状態の把握のため、継続している乳幼児に対する健康診断を年2回(概ね6か月ごとに)実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または母子手帳の写しの提出を受けること。ただし、母子健康手帳に記載される健診の期間が空く間(1歳半以上)については、別途健診を受けてもらうこと。 2 事故防止の観点から、施設内外の遊具や保育用具などの安全点検をし、適切な安全管理をすること。また、その記録を残すこと。 3 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう訓練を実施すること。	

令和3年度認可外保育施設の立入調査等実施結果 (調査日順)

調査日	施設名	種別	文書指導事項	改善状況
R3.8.5	ヴィヴァキッズ	事業所	1 保育従事者が一人で保育を行う時間帯があるので、緊急時対応を考慮した常時複数の職員が保育に従事できる勤務体制を整えること。 2 設置者変更に伴う防火管理者の選任及び消防計画の作成届出について、消防署に確認しておくこと。 3 事故防止の観点から、施設内外の遊具や保育用具などの安全点検をし、適切な安全管理をすること。また、その記録を残すこと。 4 労働者名簿を整備し、備えておくこと。	改善済
R3.9.6	一宮市萩の里特別養護老人 ホーム ※愛知県まん延防止等重点措置期間 中のため書面調査により実施	事業所	なし	-
R3.9.8	たんぽぽ加茂の里・託児所 ※緊急事態宣言中のため書面調査に より実施	事業所	なし	-
R3.9.8	たんぽぽ鴇の里 託児所 ※緊急事態宣言中のため書面調査に より実施	事業所	なし	-
R3.9.27	ヤクルト一宮保育ルーム ※緊急事態宣言中のため書面調査に より実施	事業所	消防法上の防火管理者の選任、届出及び消防計画の作成、届出について消防署に確認し、必要な対応を行うこと。また、届出の必要が無い場合であっても、児童の安全確保の観点から、非常災害に対する具体的な計画を策定しておくこと。	改善済
R3.9.27	ヤクルト木曽川保育ルーム ※緊急事態宣言中のため書面調査に より実施	事業所	消防法上の防火管理者の選任、届出及び消防計画の作成、届出について消防署に確認し、必要な対応を行うこと。また、届出の必要が無い場合であっても、児童の安全確保の観点から、非常災害に対する具体的な計画を策定しておくこと。	改善済
R3.9.28	千秋病院ぶんぷん保育室 ※緊急事態宣言中のため書面調査に より実施	事業所	なし	-
R3.10.8	さくらゆうゆう保育園 ※緊急事態宣言中のため書面調査に より実施	企業主導型	なし	-
R3.10.8	院内保育室「ちびっこハウス さくらんぼ」 ※緊急事態宣言中のため書面調査に より実施	事業所	なし	-